

平成25年10月30日

【照会先】

職業安定局 高齢・障害者雇用対策部

高齢者雇用対策課 高齢者雇用事業室

室長 吉野 彰一

室長補佐 桃井 竜介

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5823)

(直通電話) 03(3502)6822

報道関係者各位

平成25年「高年齢者の雇用状況」集計結果

厚生労働省では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成25年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

平成25年4月1日の改正高年齢者雇用安定法の施行後としては初めての結果の公表となります。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業約14万社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は92.3% (表1)

- 中小企業は91.9%
- 大企業は95.6%

※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があった(参考)制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると5.0ポイントの減少

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は大幅増加

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は95,081社(対前年差26,534社増加)、割合は66.5%(同17.7ポイント増加) (表4)

- 中小企業では87,828社(同22,841社増加)、68.5%(同16.8ポイント増加)
- 大企業では7,253社(同3,693社増加)、48.9%(同24.6ポイント増加)で、制度改正により大幅に増加、特に大企業は倍増

(2)70歳以上まで働ける企業は25,993社（同318社増加）、割合は18.2%（同0.1ポイント減少）
（表5）

- 中小企業では24,365社（同313社増加）、19.0%（同0.1ポイント減少）
- 大企業では1,628社（同5社増加）、11.0%（同0.1ポイント減少）で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（366,755人）のうち、継続雇用された人は280,482人（76.5%）、継続雇用を希望しない定年退職者は81,842人（22.3%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は4,431人（1.2%）（表7-1）

※ 今回の集計における定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度下の状況、平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間は改正後の状況となっている。

詳細は、次頁以下をご参照ください。

<集計対象>

全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業 143,070社

中小企業（31～300人規模）：128,244社

（うち31～50人規模：48,545社、51～300人規模：79,699社）

大企業（301人以上規模）：14,826社

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、本年と前年の数値は単純には比較できない。

(1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は 92.3%(132,067 社)、51 人以上規模の企業で 92.8%(87,759 社)となっている。

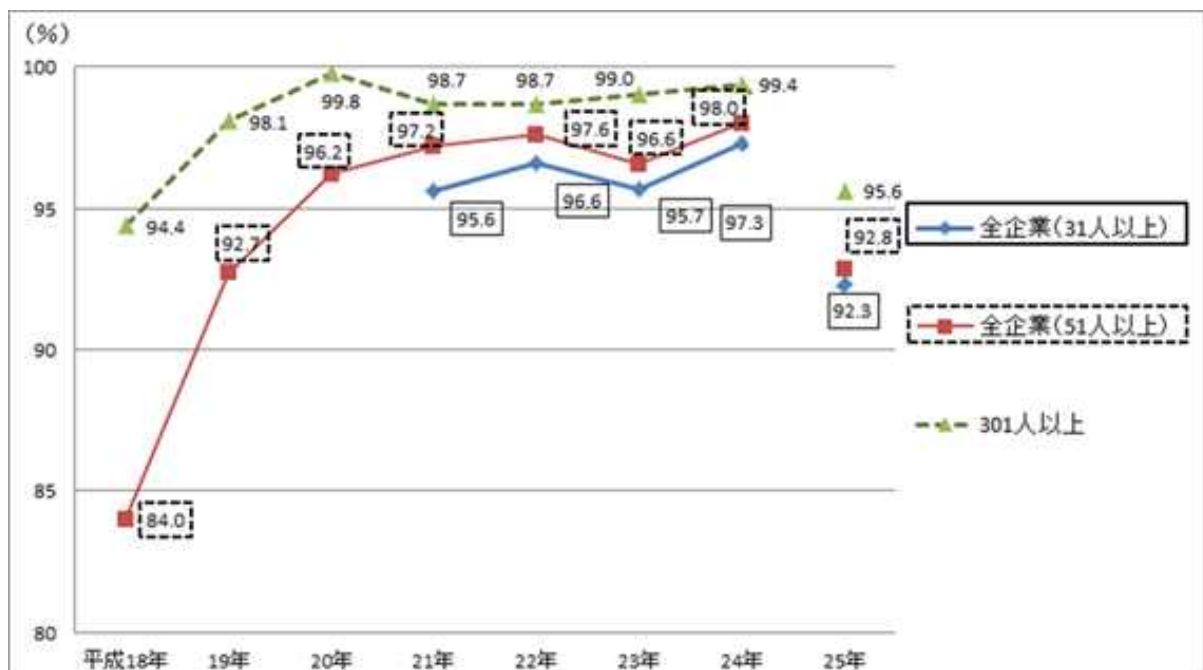
(参考:制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると 5.0 ポイントの減少(51 人以上規模の企業で 5.2 ポイント減少))。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は 7.7%(11,003 社)(同 5.0 ポイント増加)、51 人以上規模企業で 7.2%(6,766 社)(同 5.2 ポイント増加)となっている。(表1)

実施済企業の減少、未実施企業の増加は、平成 25 年4月の制度改正の影響が大きい。なお、雇用確保措置が未実施である企業のうち、制度改正により廃止された労使協定による継続雇用制度の対象者を限定する基準がある 65 歳までの継続雇用制度を導入している企業は、8,393 社(全体の 5.9%)であった。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 95.6%(14,179 社)(同 3.8 ポイント減少)、中小企業では 91.9%(117,888 社)(同 5.1 ポイント減少)となっている。(表1)

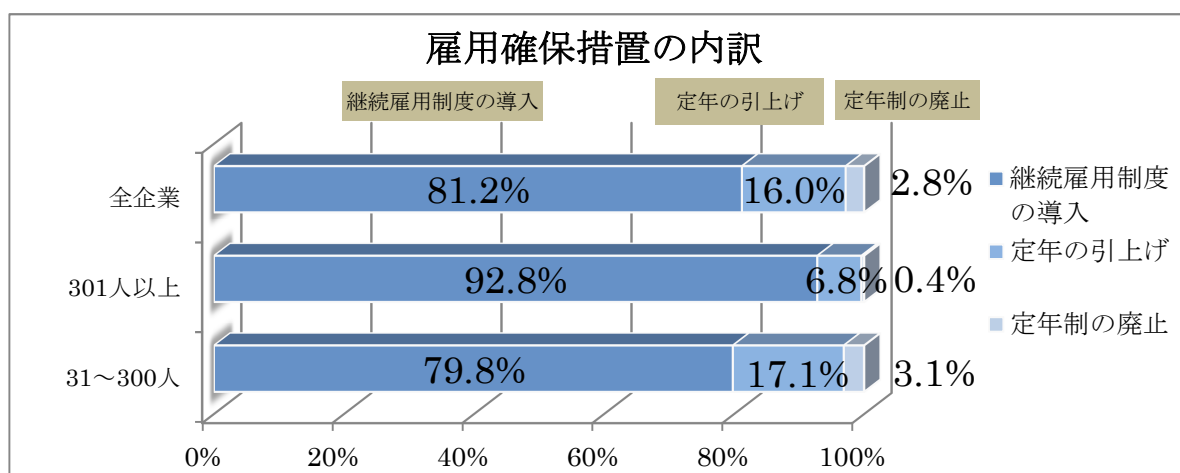


(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.8% (3,736 社) (同 0.1 ポイント増加)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.0% (21,072 社) (同 1.3 ポイント増加)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 81.2% (107,259 社) (同 1.3 ポイント減少)

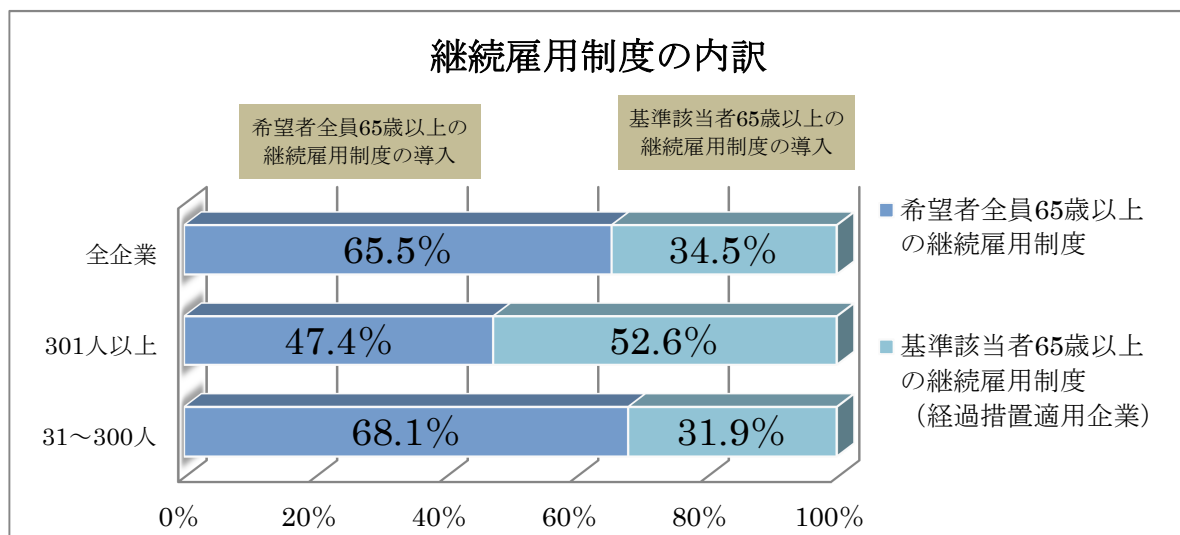
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(表3-1)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(107,259 社)のうち、

- ①希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 65.5% (70,273 社) (同 22.7 ポイント増加)
- ②高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 34.5% (36,986 社) (同 22.7 ポイント減少)となっている。(表3-2)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(107,259 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 93.4%(100,199 社)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 6.6%(7,060 社)となっている。

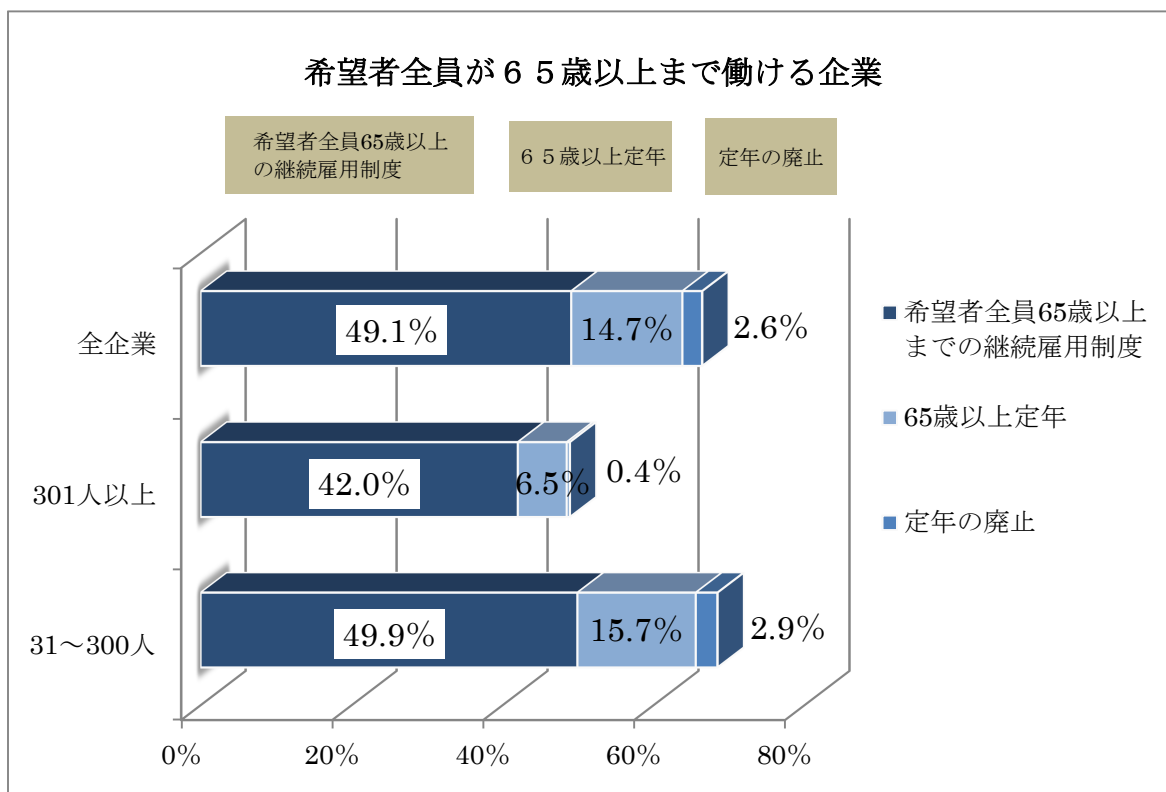
2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 95,081 社(対前年差 26,534 社増加)、割合は 66.5%(同 17.7 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では 87,828 社(同 22,841 社増加)、68.5%(同 16.8 ポイント増加)、
 - ②大企業では 7,253 社(同 3,693 社増加)、48.9%(同 24.6 ポイント増加)、
- となっており、制度改正により大幅に増加、特に大企業は倍増している。(表4)

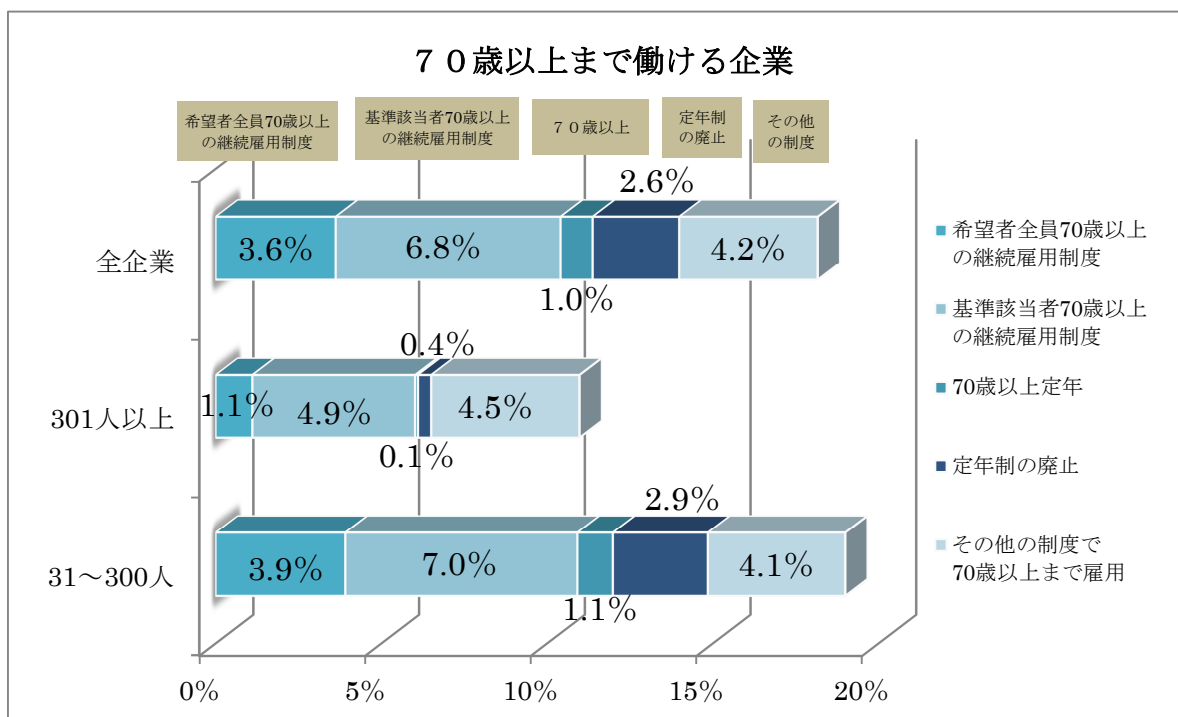


(2) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、25,993 社(同 318 社増加)、割合は 18.2%(同 0.1 ポイント減少。企業総数の増加により減少)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では 24,365 社(同 313 社増加)、19.0%(同 0.1 ポイント減少)、
 - ②大企業では 1,628 社(同5社増加)、11.0%(同 0.1 ポイント減少)、
- となっている。(表5)

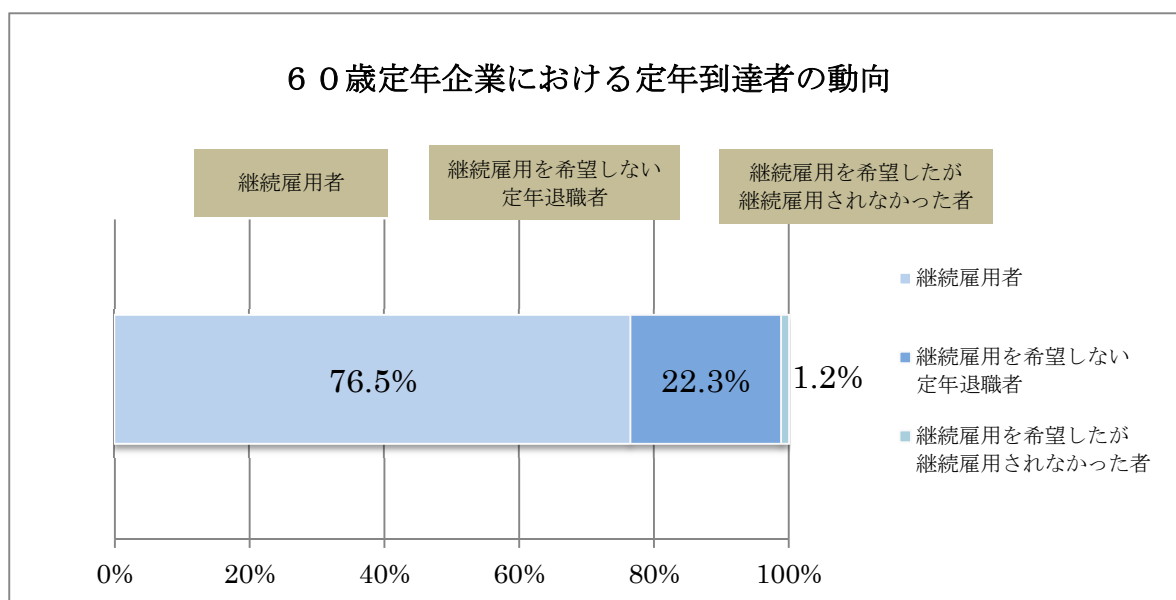


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

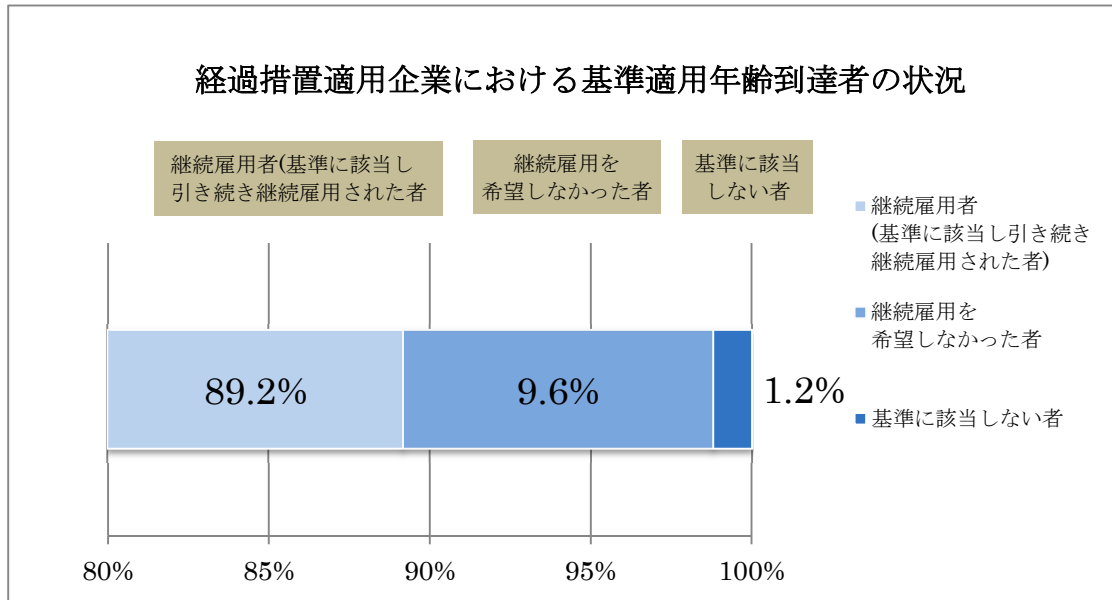
※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったが、定年到達者については、平成 24 年6月1日～平成 25 年3月 31 日の 10 か月間は改正前の旧制度下の状況であり、改正後の状況は平成 25 年4月1日～平成 25 年5月 31 日までの2か月間に限られるため、制度改正の影響は一部分しか反映されていない。

過去1年間(平成 24 年6月1日から平成 25 年5月 31 日)の 60 歳定年企業における定年到達者(366,755 人)のうち、継続雇用された者は 280,482 人(76.5%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は 15,827 人)、継続雇用を希望しない定年退職者は 81,842 人(22.3%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は 4,431 人(1.2%)となっている。(表7-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61 歳)に到達した者(64,405 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 57,478 人(89.2%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は 6,153 人(9.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 774 人(1.2%)となっている。(表 7-2)



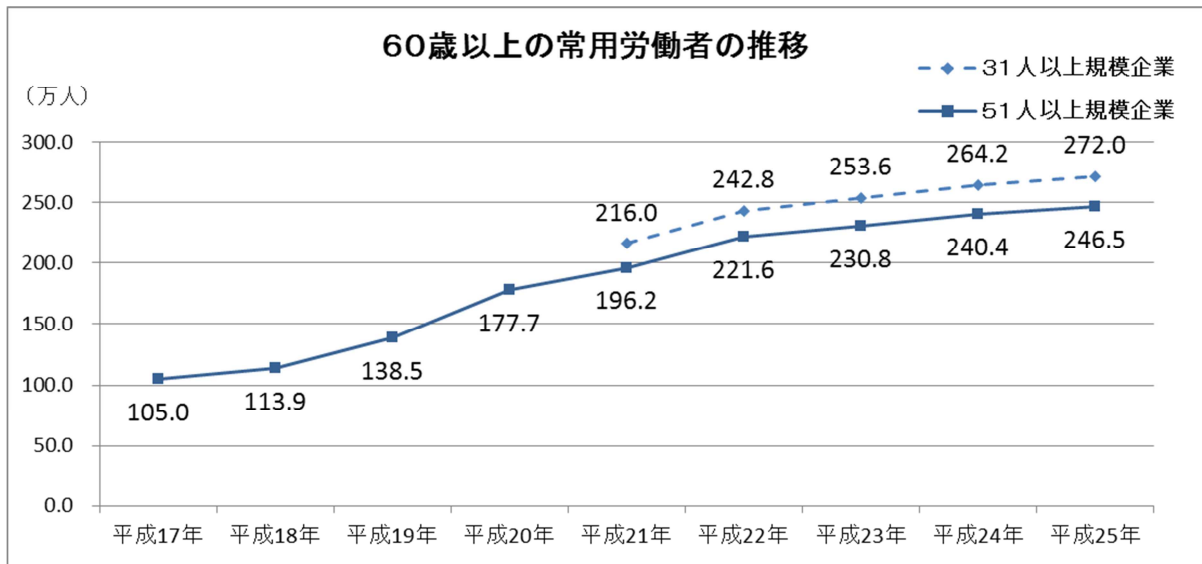
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31 人以上規模企業における常用労働者数(約 2,818 万人)のうち、60 歳以上の常用労働者数は 272 万人で 9.7%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64 歳が 193 万人、65～69 歳が 61 万人、70 歳以上が 18 万人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は約 246 万人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると、約 141 万人増加している。31 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は約 272 万人であり、平成 21 年と比較すると、約 56 万人増加している。(表 8)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

平成25年4月の制度改正の影響もあり、雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が11,003社にのぼることから、都道府県労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。